

表彰事業の実施について（案）

1. 概要

介護職員・事業所表彰について、当初、200人規模の会場で表彰式を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染予防のため市長室で表彰することにする。一般人や学生を招待する予定だった表彰式とは異なり、市長室へ招待する人数には限りがあるため、内輪のみの事業になる可能性がある。そのため、市内介護福祉士養成校の学生にも事業所投票に参加してもらい、事業への注目度を上げることで、優秀事例の普及を図ると同時に、介護を志す学生のモチベーション向上を図る。

2. 変更（案）について

	当初（案）	変更（案）
審査方法 （事業所）	1次審査：高齢者支援課で書類審査し、4事業所程度に絞る 2次審査：表彰式当日、事業所に事例のプレゼンをしてもらい、協議会委員によって審査・選定。	応募のあった事例を市HPに公開し、介護福祉士養成校の学生+介護人材確保対策協議会委員の投票により、最優秀事例を選定する。
審査方法 （職員）	介護人材確保対策協議会の委員が書類審査し、最優秀賞を選定。	応募者全員を表彰する。最優秀賞等は設けない。
表彰会場	200人規模の会場で実施。一般人や学生を招待する。	市長室で実施。参加者は最少人数。
表彰対象	表彰式当日に対象者事業所の代表者・職員、各養成校から推薦された学生に表彰	代表者（事業所：3 職員：3 学生：4）を市長室に招き表彰する。他は直接事業所に訪問し、表彰する。

3. 学生投票のメリット

- ・就職活動が制限される中、学生が介護事業所について知ることができる。
- ・学生に事業所のアピールをすることができる。
- ・外部からの投票を加えることで、公平・透明性が保たれる。

4. 懸念

- ・特定の事業所に就職するように行政が斡旋する行為ではないか。
- ・力のある法人が有利なのではないか。
- ・応募が多数ある場合、投票者の負担になるのではないか。
- ・投票数の確保。

5. 実施方法

◎事業所表彰

- ①事業所から取組事例を募集（1法人1事例）。
 - ・提出物は事例概要（1ページ）とプレゼン動画（5分程度）。
- ②応募のあった事業所の事例を市HPに公開。
 - ・動画はYouTubeに投稿する予定。
 - ・応募のあった事例をすべて投稿する予定。
- ③学生に投票を促す。
 - ・市HPで公開された事例概要及びプレゼン動画を見たうえで、一番良いと思った事例を「かんたん申込」で投票してもらおう。協議会の委員及び学校の学務に協力を要請し、事業の周知をしてもらう。
- ④協議会委員にも投票してもらおう。
 - ・協議会委員10点、学生1点にするなど、委員の持ち点を高く設定。
- ⑤合計得点が高い3事業所を市長室で表彰。
- ⑥事例集を作成し、全事業所+学校へ送付する。また市HPに公開する。

◎職員表彰

- ①事業所から職員の推薦をしてもらう。
- ②推薦された職員の中から表彰式に参加する職員を選ぶ。
 - ・推薦用紙内に、参加希望を記載する欄を設ける。
 - ・多数の参加希望があった場合、抽選で参加する職員を決定する。
- ③3名程度を招待し、市長室で表彰。
- ④市HPで表彰職員の紹介をする。

6. 実施スケジュール

令和2年7月13日	介護人材会議にて、実施（案）及びスケジュールを報告
8月下旬	取組事例・職員推薦受付開始
9月下旬	募集受付終了
10月	取組事例を市HPに公開。投票開始（事業所）
10月末	投票終了
11月1週	集計
11月下旬	市長室にて表彰
12月～	事例集作成、表彰職員の紹介（市HPなど）